別表の十四の表規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の項中「第二十二条の報告の文書等」を削る。

別表の十六の表規則二三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の項中「第九条の報告の文書等」を削る。

取得の日	五年

別表の十九の表規則一―二四（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）の項中

第四条第二項の報告の文書等	取得の日	五年
第五条第二項の協議に関する文書等		

を削る。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第四条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の項、十四の表規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の項、十六の表規則二三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の項及び十九の表規則一―二四（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規則一―三四別表の二の表規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の項、十四の表規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の項、十六の表規則二三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の項及び十九の表規則一―二四（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。

（人事院規則九―九九の一部改正）

第五条　人事院規則九―九九（給与法別表第一イの備考㈡等の規定の適用を受ける職員）の一部を次のように改正する。

「試験欄の」の下に「「総合職（大卒）」又は」を加える。

（人事院規則二一―〇の一部改正）

第六条　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

（交流採用職員の規則九―八第四章から第六章までの規定の適用の特例）

第二十二条　交流採用職員に対する規則九―八第四章から第六章までの規定の適用については、規則八―一八（採用試験）第三条第一項に規定する経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うことができる。

第二十三条及び第二十四条を削る。

（人事院規則二三―〇の一部改正）

第七条　人事院規則二三―〇（任期付職員の採用及び給与の特例）の一部を次のように改める。

第九条を次のように改める。

（任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員の規則九―八第四章から第六章までの規定の適用の特例）

第九条　任期付職員法第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員に対する規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第四章から第六章までの規定の適用については、規則八―一八（採用試験）第三条第一項に規定する経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うことができる。

第十条及び第十一条を削り、第十二条を第十条とする。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年十二月二十八日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一〇―一三

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止

（趣旨）

第一条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質（規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）第三条第二項の放射性物質に限る。）により汚染された土壌等の除染等のための業務等で人事院の定めるもの（以下「除染等関連業務」という。）に係る職員の放射線障害の防止について必要な事項は、規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（基本原則）

第二条　各省各庁の長は、除染等関連業務に従事する職員その他の職員が放射線（規則一〇―五第三条第一項の放射線をいう。）を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

（職員の被ばく限度及び線量の測定等）

第三条　各省各庁の長は、除染等関連業務に従事する職員の受ける線量が、人事院の定める限度を超えないようにしなければならない。

2　各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、除染等関連業務に従事する職員の除染等関連業務により受ける線量の測定等を行わなければならない。

3　各省各庁の長は、前項の規定による除染等関連業務に従事する職員に係る線量の測定の結果等について、規則一〇―五第二十四条（第一項第五号を除く。）の規定の例により、記録を作成し、及び当該職員に知らせなければならない。

（放射線障害を防止するための措置）

第四条　各省各庁の長は、職員を除染等関連業務に従事させるときは、人事院の定める放射線障害を防止するための措置を講じなければならない。

（教育の実施）

第五条　各省各庁の長は、職員を除染等関連業務に従事させるときは、あらかじめ人事院の定めるところにより放射線障害の防止のための教育を行わなければならない。

（健康診断）

第六条　除染等関連業務に従事する職員に係る規則一〇―四別表第三第二号に掲げる業務に係る規則一〇―四第十九条第一項の健康診断及び規則一〇―四第二十条第二項第二号の特別定期健康診断の検査の項目及び実施時期については、規則一〇―五第二十六条の規定の例による。

（除染等関連業務管理規程）

第七条　各省各庁の長は、除染等関連業務に従事する職員その他の職員の放射線障害を防止するため、次に掲げる事項について、除染等関連業務を行う官署ごとに除染等関連業務管理規程を作成し、職員に周知させなければならない。

一　除染等関連業務に係る放射線障害の防止に関する事務を処理する官職の名称及び当該官職の当該放射線障害の防止に係る職務内容

二　除染等関連業務に係る測定用の器具等の使用、取扱い及び保守に関すること。

三　除染等関連業務に従事する職員の範囲に関すること。